

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 遡増定期保険の改正通達

Q : さきごろ、遡増定期保険の改正通達が出されたとか。どのような内容になったのですか？

A : 遡増定期保険の範囲と保険料の損金算入時期が見直されました。

【解説】

[遡増定期保険の範囲]

遡増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了時における被保険者の年齢が45歳を超えるもの（改正前は60歳を超え、かつ、その保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が90を超えるものをいう）をいうとされました。

[保険料の損金算入時期]

保険期間の60%相当期間までは、契約内容に応じて一部資産計上、残りの40%相当期間で保険料の全額を損金算入するとともに、先の資産計上分を期間の経過に応じて取り崩して損金算入します。

- ① 保険期間満了年齢>45歳であるもの
保険料の1/2損金算入・1/2資産計上
- ② 保険期間満了年齢>70歳で、かつ、(保険加入年齢+保険期間×2)>95であるもの
保険料の1/3損金算入・2/3資産計上
- ③ 保険期間満了年齢>80歳で、かつ、(保険加入年齢+保険期間×2)>120であるもの
保険料の1/4損金算入・3/4資産計上

この取扱いは、平成20年2月28日以後契約分から(それまでの分は従前どおり)です。

